

好地地区まちづくり委員会規約

(目的)

第1条 好地地区における身近な地域課題を掘り起こし、自ら解決するために考え、実践することによって、活力ある住みよい地域づくりに資するべく、コミュニティ会議を設置する。

(名称)

第2条 コミュニティ会議の名称は、好地地区まちづくり委員会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所を好地振興センター内に置く。

(事業)

第4条 本会は、住みよい地域づくりを目指して以下の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成、教育、子育てに関する事業
- (2) 地域福祉、ボランティア育成活動に関する事業
- (3) ゴミの減量、生活環境、自然環境に関する事業
- (4) 交通安全、防火、防犯等生活安全に関する事業
- (5) まちづくりや地域の生活道路整備などに関する事業
- (6) 地域の活性化を目的とした事業
- (7) コミュニティだよりの発行
- (8) その他目的達成のための事業

(構成)

第5条 本会は、次に掲げる者（100名以内）をもって構成する。

- (1) 行政区長、町内会長及び自治公民館長等
- (2) 地域づくりに関わる機関・団体が推薦する者
- (3) 各行政区長が推薦する者（2名以内）

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 16名以内
- (4) 監事 3名

(役員の選出)

第7条 役員の選出は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、総会で選出する。
- (2) 理事は、専門部会長及び各行政区の代表者をもって充てる。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する順位により職務を代理する。
- (3) 理事は、役員会を構成し、本会の機能を強化する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査し総会にこれを報告する。

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 役員に欠員が生じたときは、役員の補充をすることが出来るが、任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会に対し指導助言を行う。
- 4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は毎年1回、役員会は必要に応じて隨時開催する。

- 2 会議の開催は、会長が招集する。
- 3 本会の構成員の半数以上の要請があったとき、又は会長が必要と認めるときは臨時に総会を開催することが出来る。
- 4 総会の議長は、出席者の中から選出する。役員会の議長は、会長が当たる。

(総会)

第11条 総会は、構成員の過半数以上の出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

2 総会には、次の案件を付議するものとする。

- (1) 事業計画及び予算の決定
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会長、副会長、監事の選出
- (4) 規約の制定又は改廃
- (5) その他、役員会において必要と認めた事項

(役員会)

第12条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他、会長が必要と認めた事項

(専門部会)

第13条 本会に次の専門部会を置く。

- (1) 広報・生活安全部会
- (2) 保健福祉部会
- (3) 産業振興部会
- (4) 環境整備部会
- (5) 教育振興部会

2 各専門部会に、部会長1名、副部会長2名及び書記2名を置く。

3 部会長、副部会長及び書記は、部会で互選し、その任期は2年とする。補欠により就任した部会長、副部会長及び書記の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 部会長は、所属部会を代表し、部会の所管事項を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 書記は、部会の庶務を担当する。

7 専門部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

8 各専門部会は、毎年度実行する事業を企画し実行する。

9 各専門部会の会議内容は、会長に報告するものとする。

(事務局)

第14条 本会の事務及び会計を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。

3 事務局長及び事務局員は、会長が任命する。

(会計)

第15条 本会の経費は、市の交付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(情報公開)

第16条 本会の会議はすべて公開を原則とする。

2 地区住民は隨時、本会の議事録又は活動記録を閲覧することが出来る。

3 会長は、地区住民から異議ある旨の申し出がある場合、調査し説明を行うものとする。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成19年5月20日から施行する。